

第5章 推進体制



- 1 推進体制
- 2 進行管理

1 推進体制

「人と豊かな自然が共生して 住みたくなるまち 曾於市」(環境に関する将来像)の実現のために、本計画を推進していくには、市民、事業者、市が自らの役割を認識し、自主的・積極的に取組みを進めていくことが求められます。一人での実施が難しいことは、集団や地域単位で協働して取組むことも大切です。また、これらの活動や環境に関する情報を提供・共有化することで環境モラルの向上が期待でき、本計画の目標の実現につながります。

1) 市民・事業者

①市民

市民は、本計画において、中心的な役割を担っています。人間と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくための環境保全活動を自主的・積極的に進めます。

②事業者

事業者は、その事業活動が環境に深く関わっていることを認識して、より良い地域環境を守るため、積極的な取組みが必要です。事業活動における環境負荷の低減や、地域の環境保全活動への自主的・積極的な参加を進めます。

③各種団体

各種団体(衛生自治会等)は、市民や事業者によって組織されます。各種啓発活動等を行うことで環境保全に大きな役割を果たします。

2) 市

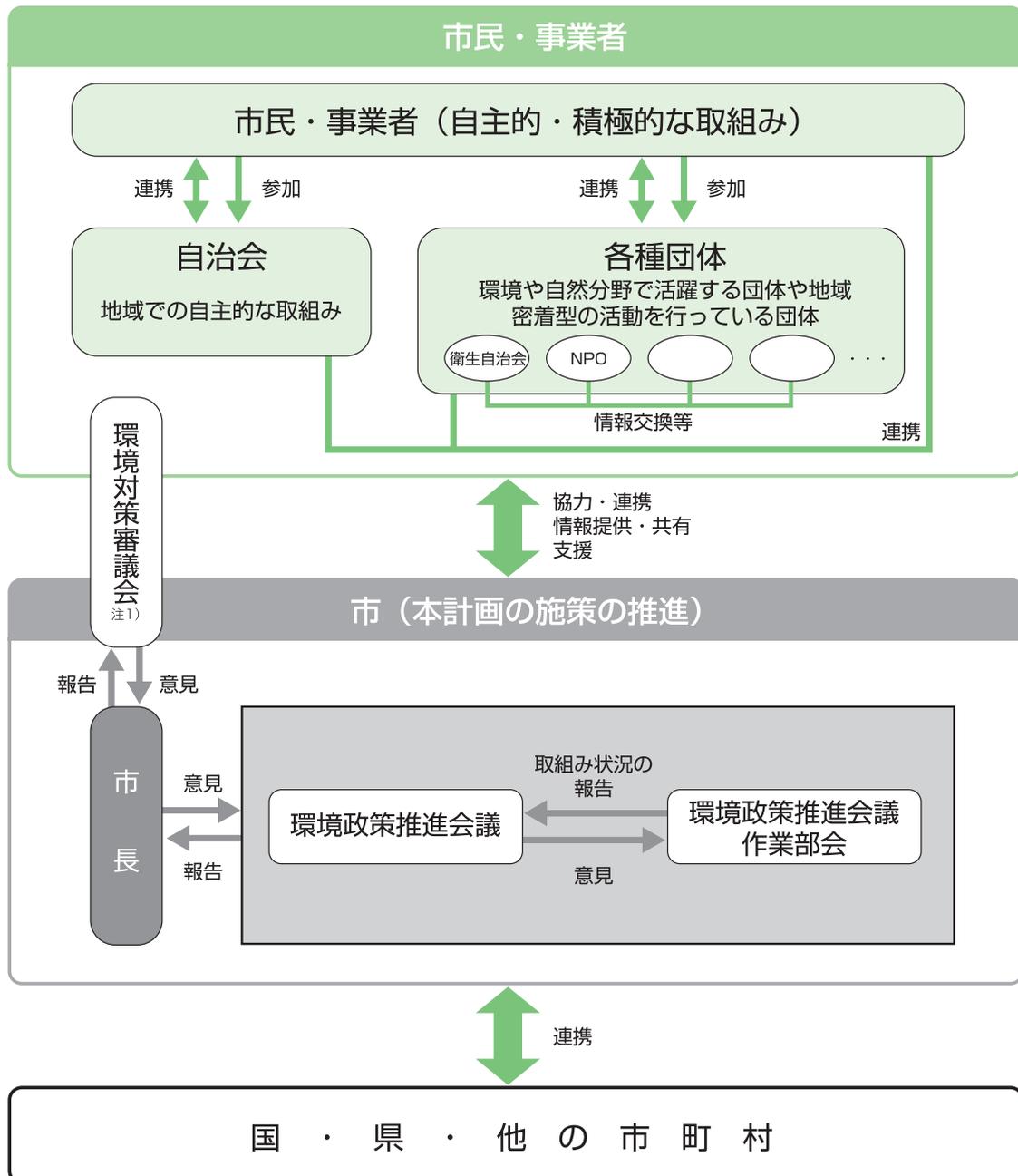
①環境政策推進会議

本市における環境政策の推進・進行管理を担う機関として、環境政策推進会議を設置します。本計画に関し、環境政策推進会議は、下部組織である環境政策推進会議作業部会から取組みの実施状況、分析結果等の報告を受け、取組み内容、取組み方法等の見直しを行います。

②環境政策推進会議作業部会

各課の部署の環境政策の推進に関する取りまとめ責任者として、環境政策推進担当者置き、協議する場として、環境政策推進会議作業部会を設置します。

環境政策推進会議作業部会員は、各課の取組み状況のとりまとめ・整理を行い、環境政策推進会議への報告を行います。



注1) 環境対策審議会は、市長の諮問に応じて、環境対策に関すること等を調査・審議します。環境対策審議会は、市議会議員の代表、識見を有する者、農業団体の代表者、商工団体の代表者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員、事業場の経営者の代表で構成されています。

図24 環境基本計画の推進体制

2 進行管理

本計画での環境に関する将来像の実現のためには、目標の達成状況を定期的に評価し、目標達成に向けた進行管理を進めていくことが必要です。そのために、環境目標チェックシート、各課別環境施策チェックシート、アンケート調査を進行管理ツールとして活用し、環境の現況と本計画に基づく施策の進行状況を明らかにするための年次報告書を取りまとめます。

また、各主体による幅広い取組みが行われるためには、環境に関する情報が共有される必要があります。広報紙において、環境に関する情報、環境に関する活動への参加の呼びかけ、活動紹介を積極的に行います。その他に、進行管理ツールの結果、年次報告書を公表することにより、情報の公開と共有を図ります。

1) 進行管理ツール

①環境目標チェックシート

本計画で定めた数値目標の達成度を毎年チェックすることで、進行状況を把握します。この結果は、統一された形で継続的に数値を管理し、市民に分かりやすい形で情報を提供できるようにします。

②各課別環境施策チェックシート

個別政策担当部署ごとに、本計画で定めた市の施策について目標を設定し、毎年「各課別環境施策チェックシート」に進捗状況を記入し自己評価を行います。

③アンケート調査等

各々の役割に対する取組み状況や、地域の環境の観察結果、満足度を把握するためのアンケート調査を本計画の見直し時期に実施します。

2) 年次報告書の作成と公開

毎年、本計画の進行状況を確認するために、環境政策推進会議作業部会が中心となって、年次報告書を作成します。年次報告書には、進行管理ツールの結果を反映します。この報告書は環境対策審議会に報告するとともに、市民に公開し、必要に応じて計画の見直しを行い、本計画の一層の推進を図ります。

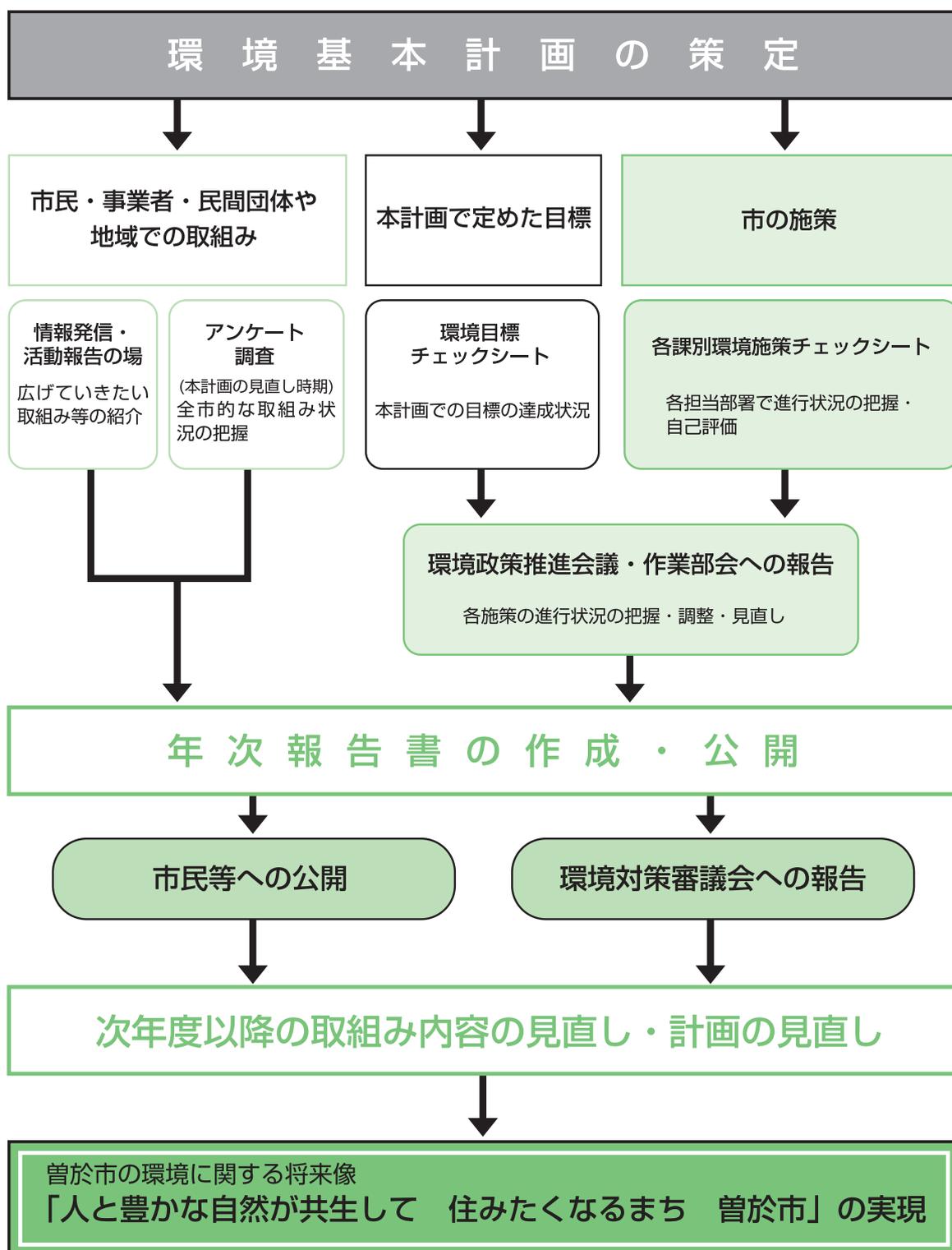


図25 進行管理

